

特記仕様書

工事番号	24-A23D
工事名	平成24年度 町道安井塩田谷線外 舗装修繕工事
工事場所	京都府船井郡京丹波町 塩田谷外 地内
工期	契約日又は契約日の翌日 ~ 平成24年11月30日

第1条 本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（案）（平成22年4月）」（以下「共通仕様書」という。）、「土木構造物標準設計」（建設省）及び「土木工事標準設計図集」（近畿地方建設局）によるものとする。

- 2 本工事は、工事請負契約書における設計変更ガイドライン（案）（平成23年3月）によるものとする。
- 3 本特記仕様書及び共通仕様書中「請負者」とあるのは「受注者」と読み替えるものとする。

第2条 共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第1章 総則

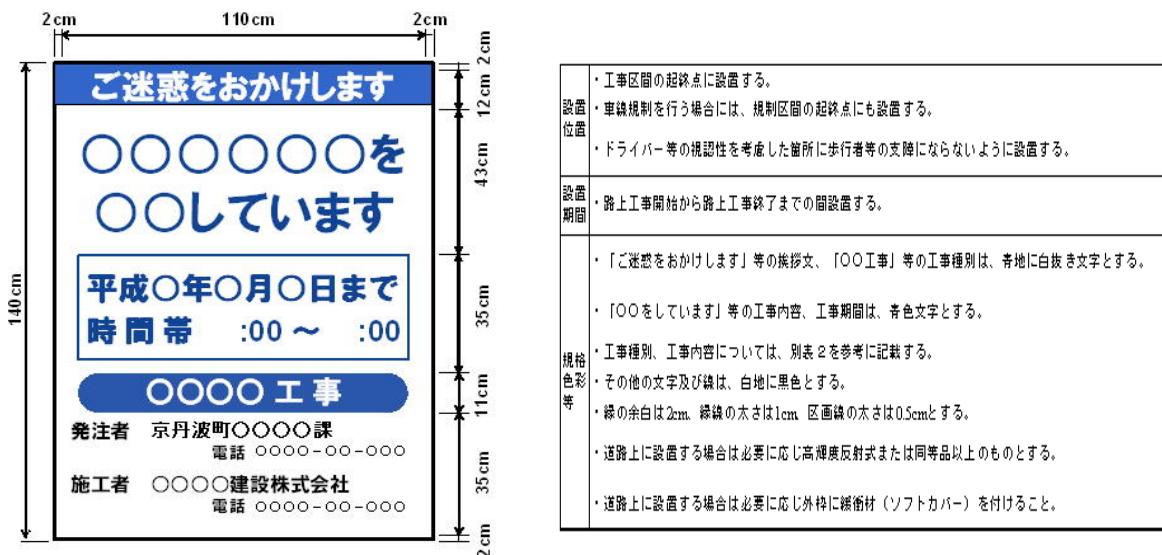
1-1 標示板の設置

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

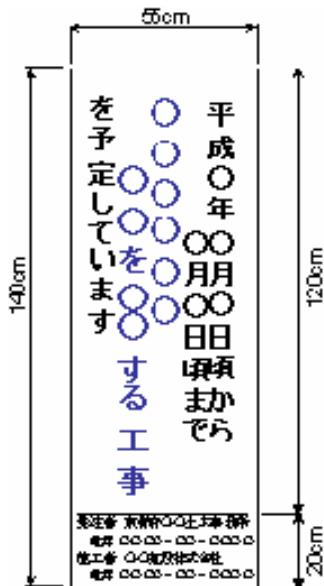
工事内容	傷んだ舗装を直しています。
工事種別	舗装修繕工事

「標示板の記載例」



記載例によりがたい場合は、監督員と協議すること。

[工事情報看板]



[工事情報看板]

設置期間	<ul style="list-style-type: none"> 路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> 予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、「平成〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇を〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 工事内容については、別添を参考に記載する。 その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	<ul style="list-style-type: none"> 1日で完了する簡単な工事、歩道のない箇所については設置しない。 設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 工事開始時に速やかに撤去すること。

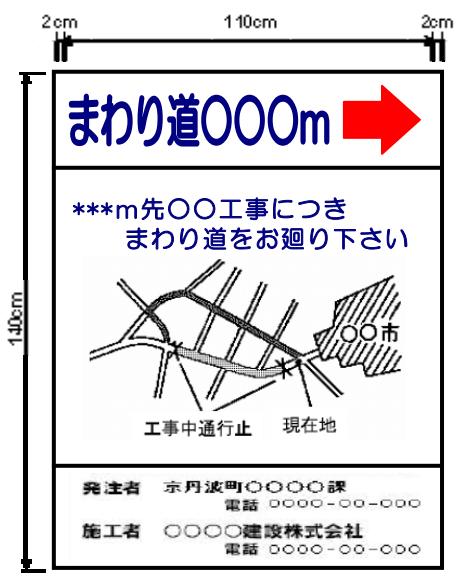
[工事説明看板]



[工事説明看板]

設置期間	<ul style="list-style-type: none"> 路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> 実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 「〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については、青色文字とする。 工事内容については、別添を参考に記載する。 その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	<ul style="list-style-type: none"> 1日で完了する簡単な工事、歩道のない箇所については設置しない。 設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。

[迂回路案内看板]



[迂回路案内看板]

設置期間	・迂回路を必要とする期間
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点において、道路標識「まわり道」を設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならない箇所に設置する。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・「まわり道〇〇〇m」、「* * * m先〇〇工事につきまわり道をお廻り下さい。」は青文字とする。 ・その他の文字及び線は白地に黒色とする。 ・地図等は、工事箇所を赤標示、まわり道を青標示とし、現在地、主要施設等を表記すること。

第2章 工事現場発生品

2-1 特定建設資材の分別解体

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方針であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
①仮設		仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②土工		土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③基礎		基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④本体構造		本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品		本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

⑥その他 (舗装工)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2 再資源化等をする施設の名称及び所在地

下表の受入施設は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

受 入 施 設		指定副産物	受入時間及び受入休止日	距離
会 社 名	処理場所在地			
殻運搬処理① 塩田谷～ 寺尾道路㈱	南丹市園部町	アスファルト塊	受入時間：8時～17時 受入休止日：日曜・祝日受入不可 最大粒径：40cm以下	8.7km
殻運搬処理② 森～ 寺尾道路㈱	南丹市園部町	アスファルト塊	受入時間：8時～17時 受入休止日：日曜・祝日受入不可 最大粒径：40cm以下	7.2km
殻運搬処理③ 質美～ 金下建設㈱京丹波営業所	京丹波町実勢	アスファルト塊	受入時間：8時～17時 受入休止日：第1, 2, 4土曜・日曜・祝日受入不可 最大粒径：40cm以下	6.8km

2-2 建設発生土の搬出

1 建設発生土については、指定処分とする。

(1) 受入条件

指定処分の受入条件は、次のとおりとする。

建設発生土	受入場所	受入不適なもの	受入時間	土質条件	その他の受入条件	距 離
建設発生土	質美 北久保区所有地	特に無し	午前9時～ 午後5時まで	レキ質土 砂質土		0.7km

なお、建設発生土については、受入条件等により本指定地に搬出が困難な場合は、受注者の責任で森林法・農地法・都市計画法、京都府土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）等に従い適正に処理できる搬出地を選定し、事前に監督職員に書面で協議の上、承諾を受けるものとし、設計変更の対象とする。

2 搬路の補修及び建設発生土受入地に付帯施設等が必要となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

2-3 産業廃棄物税

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

第3章 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

3-1 段階確認

受注者は、共通仕様書に定めるもののほか、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は工種、細別、確認の予定時期、測定結果等を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	施工段階（確認時期）
舗装工	路盤工	プレフローリング実施時 (町道上垣内線)
全工種共通	主要(重要)工種	不可視となる基準高等の確認

第4章 材料及び施工

4-1 再生材の利用について

本工事については、下表のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材の使用が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資材名	規格	用途	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40 (30)	路盤	
	RC-40	構造物の基礎	
	RC-40	コンクリートブロック張（積）・石張（積）の天端工及び胴込・裏込材	
再生粒度調整碎石	RM-40 (30)	路盤	
再生加熱アスファルト安定処理混合物	アスファルト安定処理	路盤	
再生加熱アスファルト混合物	粗粒度アスコン	基層	
	密粒度アスコン	表層	
	細粒度アスコン	表層	
改質再生アスファルト混合物	粗粒度アスコン	中間層	
	密粒度アスコン	表層	

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質管理が適正であるか確認の上使用するものとする。

- 1 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合の品質等は「舗装再生便覧」によるものとする。
- 2 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合の品質は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。

なお、河川に関わる工事（低水護岸等の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）、石張（積）の基礎材として使用する場合は、アスファルト塊の混入したものを使用してはならない。

- 3 再生クラッシャーラン（RC-40）を河川に関わる工事（低水護岸等の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）・石張（積）の天端工及び胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト塊は不可とし、かつ、すりへり減量が50%以下の品質のものを使用する。

- 4 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

4-2 品質証明書等

受注者は、工事に使用する材料のうち下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

区 分	確認材料名	適 用

第5章 施工管理

5-1 品質管理試験

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、下表及び監督職員の指示により実施するものとする。

工種	種別	試験項目	試験頻度

--	--	--	--

第6章 工事中の安全確保

6-1 近接施工

- 1 本工事区間に隣接して下表のとおり地下埋設物等があるため、工事施工に際しては、監督職員の承諾を得た後に、関係官署と現地立会の上、当該施設の位置、高さ、施設の状態等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、支障を及ぼさないようにすること。保安対策の打合せを行った時は、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、当該調書の写しを監督職員に提出するものとする。

なお、打合せの結果、保安対策及び工法の変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

- 2 受注者の責により、当該施設に支障を及ぼした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急処置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

近接施設	管理者	設置場所	立会	移転申請状況
下水管施設	京丹波町水道課	町道安井塩田谷線に埋設 町道曾根森線に埋設	要	無
水道管施設	京丹波町水道課	町道安井塩田谷線に埋設 町道曾根森線に埋設 町道上垣内線に埋設	要	無

6-2 占用設備等の管理者

- 1 設備の有無については、下記に問い合わせを行うこと。

京丹波町水道課

TEL 0771-83-9105

6-3 工事現場のイメージアップ

- 1 工事現場のイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに、作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際しこの主旨を理解し、発注者と協力しつつ地域の連携を図り適正に工事を実施すること。

6-4 安全に関する研修・訓練等の実施

受注者は、土木工事共通仕様書（案）の1-1-34「工事中の安全確保」の10から12に規定する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から、以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

- (1) 建設工事の請負契約に関すること
- (2) 労働関係法令に関すること

<研修の参考とする図書等の例>

- ・工事請負契約書（第54条）（※除草等委託契約書（第25条））
- ・建設業法遵守ガイドライン（平成20年9月 国土交通省）
- ・建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月 建設省）
- ・新しい建設業法遵守の手引（（財）建設業適正取引推進機構）

第7章 環境対策

7-1 環境等の保全

- 1 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
2 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。

建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている
環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等

建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率
に優れたガソリン貨物自動車」等

第8章 交通安全管理

8-1 安全施設類

1 標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。

なお、打合せの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

2 交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者、所轄警察署等と打ち合わせの結果又は、条件変更に伴い員数等に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導員
規制区間 起点・終点	2名／日
※ 町道安井塩田谷線はバス路線であり、片側 交互通行規制による実施を原則とする。	
合 計	10名

第9章 その他

9-1 準備費について

準備及び後片付け、調査・測量、丁張り等、伐開(支障立木の伐木を含む)、除根、除草、整地、段切り、すり付け等の作業は、共通仮設費の率計算に含まれる。

9-2 地元対策について

コンクリート打設等に伴うミキサー車及び残土処分等のダンプトラック等の工事関係車両の出入りについて、工事関係車両が走行する時には、地元車両を優先し、砂埃を立てないようにするとともに、騒音・振動を出さないよう徐行し、交通事故を発生させないこと。

また、土砂等で、路面が汚れたときには、直ぐに路面清掃を行うこと。

空缶・吸い殻等を捨てるゴミ箱を設置し施工現場周辺にごみ等捨てないこと。

9-3 事前測量

請負者は、施工に当たり事前に測量を実施し監督職員に報告すること。その結果、施工数量等に変更等が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

9-4 工事書類の簡素化

1 別添「土木工事書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿（指示、協議、承諾、施工計画書の提出は除く）、段階確認書、確認・立会書、夜間・休日作業届けの書類を提出については、電子メールにて提出できるものとする。

2 これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

[別添「土木工事書類一覧表」](#)

土木工事書類一覧表

分類	提出書類	根拠法令等	発注者 へ提出	完成検査			様式	備考
				提示	提出	電子納品		
契約関係	契約書							
	発注図面							
	特記仕様書							
	工事数量総括表							
	建退共掛金収納書	共通仕様書1-1-49						提出出来ない事情がある場合は理由を書面で提出する。
	現場代理人等通知書	契約書第10条1項						
	請負代金内訳書	契約書第3条1項						
	工事工程表	契約書第3条1項						
	前払金請求書	契約書第34条1項						
	工事着手届							
完成検査及び引渡し	工事完成届	契約書第31条1項						
	工事目的物引渡書	契約書第31条4項						
	請求書	契約書第32条1項						
部分引渡し	(指定部分に係る)工事完成届	契約書第38条1項						
	(指定部分に係る)工事目的物引渡書	契約書第38条1項						
	(部分引渡しに係る)請求書	契約書第38条1項						
部分払い検査	工事出来高届	契約書第37条2項						
	工事出来高内訳書	契約書第37条2項 共通仕様書1-1-28						
	出来高図、数量計算書	契約書第37条2項 共通仕様書1-1-28						
	請求書	契約書第37条5項						
修補関係書類	補修(改造)命令書	契約書第31条6項						
	補修(改造)工事完成届	契約書第31条6項						
その他	部分使用承諾願(書)	契約書第33条1項						部分使用がある場合に提出する。
	工事延期願	契約書第18条～22条						工期延期が発生する場合に提出する。
工事着手前	工事カルテ受領書(CORINS)	共通仕様書1-1-7						
	施工計画書	共通仕様書1-1-6						軽微な場合の変更施工計画書は提出不要。(工期や数量だけの変更等の場合)
	施工体制台帳	共通仕様書1-1-16						
	施工体系図	共通仕様書1-1-16						請負額3000万円以上(土木)の場合に提出する。
	設計図書の照査確認資料	共通仕様書1-1-3						契約書18条第1項1～5号に該当する事が有る無しに問わらず、監督職員に提出する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと。)
	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-45						仮BM及び多角点の設置に関する測量結果は監督職員に提出する。
	工事測量結果(設計図書との照合)							設計図書との照合結果を監督職員に提出する。
工事中	工事打合簿(指示)							原本は発注者が保管。
	工事打合簿(協議、承諾)							ただし、紙のみの資料は無理な電子化を行わない。
	工事打合簿(提出、報告、通知、届出)	(メール)						ただし、紙のみの資料は無理な電子化を行わない。施工計画書の提出を除く
	再生資源利用促進計画書 再生資源利用促進計画書(実施書) (建設副産物を搬入、搬出する場合)	共通仕様書1-1-24						計画書は、施工計画書に含め提出する。(該当する再生資源がある場合)
	建設発生土処理計画書 建設発生土処理報告書	共通仕様書1-1-24						自由区分の場合に提出する。計画書は、施工計画書に含め提出する。
	保管用地届出書	共通仕様書1-1-24						自ら産業廃棄物を保存する場合に該当する。
	運搬指示票	共通仕様書1-1-24						自ら産業廃棄物を保存する場合に該当する。
	処理委託契約書の写し	共通仕様書1-1-24						再生資源利用促進実施書と併せて提出する。
	産業廃棄物管理表 (マニフェスト)	共通仕様書1-1-24						産業廃棄物がある場合に検査時に提示する。提出は不要。
	運搬管理表	共通仕様書1-1-40 5指第294号						
	関係官公庁協議資料	共通仕様書1-1-43						関係官公庁と協議が必要な場合に届出後の書類を提出する。(届出前の事前資料は提出不要)
	近隣協議資料	共通仕様書1-1-43						近隣との協議が必要な場合に発注者にその都度報告する。工事打合簿の活用による。
	材料確認簿	(メール)						メール活用のため様式の追加
	材料品質証明資料(材料承諾願)	共通仕様書2-1						紙データの電子化は不要。
	段階確認書	共通仕様書1-1-25	(メール)					契約図書で規定された場合のみ対象。 監督員が確認していれば段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。(請負者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する) メール活用のため様式の変更
	確認・立会書	共通仕様書1-1-25	(メール)					メール活用のため様式の追加
	休日、夜間作業届	共通仕様書1-1-44	(メール)					メール等で受発注者が双方が事前に把握していれば不要。
	工事履行報告書	契約書第11条			○			月報報告。ただし、電子納品でない場合は紙による提出。

土木工事書類一覧表

分類	提出書類	根拠法令等	発注者 へ提出	完成検査			様式	備考
				提示	提出	電子納品		
安全管理	安全訓練報告書	共通仕様書1-1-34						実施計画は、施工計画書に記述する。報告書様式の追加
	安全訓練実施資料							
	工事事故報告書	共通仕様書1-1-37						速報は、口頭で連絡する。
	災害防止協議会活動記録							
	店社パトロール実施記録	土木工事安全施工技術指針・労働安全衛生法第28条の2他						
	安全巡視、TBM、KY実施記録							
	新規入場者教育実施記録							
施工管理	使用機械、車両等点検記録	建設機械施工安全技術指針						
	工程施工表	共通仕様書1-1-31						ただし、電子納品でない場合は紙による提出。
	出来形管理	出来形成果表	共通仕様書1-1-26					出来形測量を基に出来形数量を算出し、設計値と実測値を対比する。
	出来形図	共通仕様書1-1-26						
	出来形管理図表	共通仕様書1-1-26.27						測定数が10点未満の場合は作成不要。
	出来形管理図(工程能力図)	共通仕様書1-1-26.27						監督・検査において使用することが無いため不要。
	ヒストグラム(出来形)	共通仕様書1-1-26.27						監督・検査において使用することが無いため不要。
品質管理	各種試験データ資料	共通仕様書1-1-26.27						
	品質管理図表	共通仕様書1-1-26.27						測定数が10点未満の場合は作成不要。
	品質管理図(工程能力図)	共通仕様書1-1-26.27						品質管理図表に含まれるため削除。
	ヒストグラム(品質)	共通仕様書1-1-26.27						測定数が10点未満の場合は作成不要。(ただし、特殊な場合(ダムコンクリート等)を除く) 従来は5点未満が不適
写真管理	工事写真(概要版)	共通仕様書1-1-26.27						
	工事写真	共通仕様書1-1-26.27		O				
支給品貸与品現場発生品	支給品精算書	共通仕様書1-1-22						支給品がある場合に提出する。
	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-22						建設機械の貸与がある場合に提出する。
	現場発生品調書	共通仕様書1-1-23						現場発生品がある場合に提出する。
	要求書	共通仕様書1-1-22						支給品、貸与品は、設計図書に明記しており、受注者からの要求書は不要。
	支給材料受領書	契約書第15条3項						支給品を受領した場合に提出する。
	建設機械借用返納書	契約書第15条3項						建設機械の貸与がある場合に提出する。
その他	材料納入伝票	共通仕様書2-1.2 契約書第13条						
	建退共実績報告書	共通仕様書1-1-49						様式の変更
	建退共証紙受払資料							受払簿、出面表、辞退届について検査時に提示する。 実績報告書の提出
	社内検査報告書							
	イメージアップ	特記仕様書						イメージアップ対象工事の場合に提出する。実施内容は施工計画書に記載しする。
	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	特記仕様書						高度技術、創意工夫を実施すれば提出できる。
	新技術活用関係資料	特記仕様書						新技术(NETIS)実施工事の場合に提出する。請負者提案の場合は監督職員へ提出する。
	工事完成図書納品書							
	特記で提出が明記されている資料							